特定タンカーに係る特定賠償義務履行担保契約等に関する特別措置法施行規則の一部を改正する省令

特定タンカーに係る特定賠償義務履行担保契約等に関する特別措置法施行規則（平成二十四年国土交通省令第六十一号）の一部を次のように改正する。

第三条中「前々年度の十一月一日から前年度の十月三十一日まで」を「前年度の十一月十五日から当該年度の十二月十四日まで」に改める。

附　則

この省令は、平成二十五年四月一日から施行する。